4．貯留量、取水量及び放流量並びに貯留量の用途別配分に関する事項 ⑴　（略） ⑵　取水量及び放流量並びに貯留量の用途別配分 イ～ニ　（略） ホ　発電 成瀬発電所の取水量は、毎秒8.0立方メートル以内とし、発電のための貯留量は、標高518.6メートルから標高465.3メートルまでの容量56,000,000立方メートルとする。 ただし、発電のための取水は、イに規定する洪水調節、ロに規定する流水の正常な機能の維持、ハに規定するかんがい、ニに規定する水道に支障を与えないように行うものとし、これらのための放流により水位低下させる場合を除き行ってはならない。 5．　（略） 6．建設に要する費用及びその負担に関する事項 ⑴　（略） ⑵　建設に要する費用の負担者及び負担額 イ　河川法第59条及び60条第１項の規定に基づく国及び秋田県の負担額 建設に要する費用の額から約29百万円を除いた額に1,000分の990を乗じて得た額とする。このうち、かんがいに係る負担額は、建設に要する費用から約29百万円を除いた額に1,000分の192を乗じて得た額（当該負担額の10分の１は、特定多目的ダム法第10条第１項の規定に基づき流水をかんがいの用に供するものの負担とする。）とする。 ロ　特定多目的ダム法第７条第１項の規定に基づく湯沢市（水道）、横手市（水道）、大仙市（水道）及び秋田県（発電）の負担額 湯沢市（水道）の負担額は、建設に要する費用から約29百万円を除いた額に1,000分の１を乗じて得た額及び約29百万円とする。	4．貯留量、取水量及び放流量並びに貯留量の用途別配分に関する事項 ⑴　（略） ⑵　取水量及び放流量並びに貯留量の用途別配分 イ～ニ　（略） ホ　発電 成瀬発電所の取水量は、毎秒4.8立方メートル以内とし、発電のための貯留量は、標高518.6メートルから標高465.3メートルまでの容量56,000,000立方メートルとする。 ただし、発電のための取水は、イに規定する洪水調節、ロに規定する流水の正常な機能の維持、ハに規定するかんがい、ニに規定する水道に支障を与えないように行うものとし、これらのための放流により水位低下させる場合を除き行ってはならない。 5．　（略） 6．建設に要する費用及びその負担に関する事項 ⑴　（略） ⑵　建設に要する費用の負担者及び負担額 イ　河川法第59条及び60条第１項の規定に基づく国及び秋県の負担額 建設に要する費用の額から約29百万円を除いた額に1,000分の991を乗じて得た額とする。このうち、かんがいに係る負担額は、建設に要する費用から約29百万円を除いた額に1,000分の192を乗じて得た額（当該負担額の10分の１は、特定多目的ダム法第10条第１項の規定に基づき流水をかんがいの用に供するものの負担とする。）とする。 ロ　特定多目的ダム法第７条第１項の規定に基づく湯沢市（水道）、横手市（水道）、大仙市（水道）及び秋田県（発電）の負担額 湯沢市（水道）の負担額は、建設に要する費用から約29百万円を除いた額に1,000分の１を乗じて得た額及び約29百万円とする。
横手市（水道）の負担額は、建設に要する費用から約29百万円を除いた額に1,000分の3.6を乗じて得た額とする。 大仙市（水道）の負担額は、建設に要する費用から約29百万円を除いた額に1,000分の1.4を乗じて得た額とする。 秋田県（発電）の負担額は、建設に要する費用から約29百万円を除いた額に1,000分の４を乗じて得た額とする。 7．　（略）	横手市（水道）の負担額は、建設に要する費用から約29百万円を除いた額に1,000分の3.6を乗じて得た額とする。 大仙市（水道）の負担額は、建設に要する費用から約29百万円を除いた額に1,000分の1.4を乗じて得た額とする。 秋田県（発電）の負担額は、建設に要する費用から約29百万円を除いた額に1,000分の３を乗じて得た額とする。 7．　（略）

○国土交通省告示第八百二十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、研究学園都市計画事業中根・金田台特定土地区画整理事業の事業計画の変更（第六回）について、その関係図書を次のように縦覧に供するため、土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年九月十二日　　国土交通大臣　石井　啓一

一　縦覧開始の日　平成二十九年九月十三日（縦覧期間二週間）

二　縦覧場所　茨城県つくば市島名二三三五番地独立行政法人都市再生機構茨城業務部

三　縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで

○国土交通省告示第八百二十四号

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第四条の規定により、次のとおり水先人の免許をしたので、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令・経済安定本部令第一号）第二条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年九月十二日　　国土交通大臣　石井　啓一

免許番号	氏名	本籍の道府県名	免許年月日	水先区の名称
第二〇八〇号	平島　優一	新潟県	平成二十九年八月三十一日	釜石水先区

○九州地方整備局告示第百五十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年九月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月十二日　　九州地方整備局長　増田　博行

一　(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三号

(三)　道路の区域

区間	後変別更前	敷地の幅員	延長
阿久根市一根六西目字新田一一一六番六から同市西目字新田一一一六番八まで	後	九・八メートル	〇・四キロメートル
	前	九・二メートル	〇・〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所